

議案第198号

さいたま市公民館条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市公民館条例の一部を改正する条例

さいたま市公民館条例（平成13年さいたま市条例第127号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第20条関係）		別表第2（第20条関係）	
名称	位置	名称	位置
[略]		[略]	
さいたま市立指扇公 民館	さいたま市西区西大 宮2丁目13番地1	さいたま市立指扇公 民館	さいたま市西区大字 高木449番地1
[略]		[略]	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。